

- ・生活保護法
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 による

## 指定介護機関変更届書

介護保険事業者番号

2 7 7 0 0 0 0 0 0 0

指定介護機関	名称	中之島ケアサービス			
	所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島1-3-20 TEL (06) 6208-****			
	介護サービス事業の種類 <small>※生活保護法による指定を受けており、今回変更があるサービス事業の種類をすべて記入してください。</small>	訪問介護・介護予防訪問介護 居宅介護支援			
変更事項			(旧)	(新)	
	事業所に関する事項	フリガナ	ナカノシマケアサービス	ケアナカノシマ	
		名称	中之島ケアサービス	ケア中之島	
		所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島1-3-20 TEL (06) 6208-****	〒530-0005 大阪市北区中之島1-3-20 中之島ビル2階 TEL ( ) -	
	開設者に関する事項	法人の場合	フリガナ	シャカイフクシホウジンナカノシマカイ	
			法人名称	社会福祉法人中之島会	
		法人所在地	大阪市北区中之島1-3-20 中之島ビル2階		
		個人の場合	氏名、生年月日	大・昭・平 年 月 日	大・昭・平 年 月 日
	住所				
	管理者に関する事項	介護サービス事業の種類	訪問介護・介護予防訪問介護		
		氏名、生年月日	淀屋橋 二郎 大・昭・平 44年 3月 2日	中之島 京子 大・昭・平 45年 4月 1日	
		住所	大阪市北区中之島1-1-1		
介護サービス事業の種類		居宅介護支援			
氏名、生年月日		淀屋橋 三子 大・昭・平 50年 10月 15日	大・昭・平 年 月 日		
住所	大阪市北区中之島1-1-1				
変更年月日		平成・令和 元年 6月 1日			
委託被保護者の措置状況					

上記のとおり届け出ます。

令和 元年 6月 7日

大阪市長 様

住所 (開設者が法人の場合は主たる事務所所在地)

届出者 大阪市北区中之島1-3-20 中之島ビル2階

氏名 (開設者が法人の場合は法人名称、代表者の職・氏名 代表者印)

社会福祉法人中之島会 理事長 中之島一郎

## 注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する保健福祉センターを経由して、市長あてに提出してください。
- 2 この書類は、指定を受けている内容に変更があった場合、速やかに提出してください。  
届出を要する事項については、大阪市ホームページ「生活保護法等による指定医療機関等に関する手続き」のページに掲載されている「指定介護機関の手引き」内の「[参考] 指定介護機関の申請・届出事項一覧」の変更届の欄を参照してください。  
なお、事業所名称の変更や事業所が大阪市内で区を越えて移転する場合等で、事業者番号が変更になる場合は、旧の事業者番号による指定の廃止届出及び新しい事業者番号による指定申請が必要です（変更届による事業者番号の変更は取り扱っていません）。
- 3 委託被保護者がいる場合で、その前後措置を必要とするときは、適切な配慮をしてください。

## 記載要領

- 1 指定介護機関の「名称」は、略称を用いることなく、介護保険法により指定又は開設許可を受けた正式な名称を記載してください。
- 2 指定介護機関の「所在地」は、介護保険法により指定又は開設許可を受けた所在地（マンション・ビル名含む）を記載してください。
- 3 指定介護機関の「介護サービス事業の種類」は、当該介護事業者番号につき生活保護法による指定を受けているサービス事業のうち、今回変更があるサービス事業の種類を全て記載してください。
- 4 **変更事項欄は、（旧）の欄については必ず全て記載し、（新）の部分には今回変更された内容のみを記載してください。**
- 5 「開設者に関する事項」は、開設者が法人の場合は「法人の場合」の欄に、開設者が個人の場合は「個人の場合」の欄に記載してください（「個人の場合」の欄に、法人の代表者に関する情報を記載しないでください）。
- 6 「管理者に関する事項」は、介護サービス事業の種類ごとに記載してください。
- 7 「委託被保護者の措置状況」は、委託被保護者がいる場合で既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
- 8 「申請者」は、開設者の住所及び氏名を記載してください。なお、開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地、法人名称及び代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印してください。